株式会社すみか　取締役職務権限規程

（目的）

第１条　本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）の取締役がその職務を適正に遂行し、経営責任を明確にするため、取締役の職務権限を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、当社の取締役に適用する。

（代表取締役の権限）

第３条　代表取締役は、会社を代表し、業務を総理し、経営全般を統括する。
２　代表取締役は、次に掲げる事項について権限を有する。

1. 会社の経営方針の策定および業務執行の決定
2. 重要な契約の締結及び資金調達に関する決定
3. 予算案及び決算案の作成・承認
4. 会社組織及び人事に関する決定
5. 社内規程その他必要な規程の制定及び改廃
6. その他会社経営に関する一切の業務の執行

（責任と義務）

第４条　代表取締役は、会社法その他関係法令及び当社定款を遵守し、善管注意義務及び忠実義務を果たさなければならない。

（報告義務）

第５条　代表取締役は、業務遂行上の重要事項について、必要に応じて株主に報告するものとする。

（改廃）

第６条　本規程の改廃は、株主総会の決議を経て行う。